（エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正）

第三条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十三条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。
表　［略］	表　［略］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部改正）

第四条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項第一号に規定する指定講習機関として次の者を指定する。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十三条第一項第一号（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する指定講習機関として次の者を指定する。
表　［略］	表　［略］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

○経済産業省・環境省令第八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
環境大臣　原田　義昭

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する省令・環境省関係省令の整理に関する省令

（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部改正）

第一条　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後				
別表第一（第二条関係）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百十五条第				

改正前				
別表第一（第二条関係）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告において燃料の使用量の発熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第四欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる係数とみなす。				